

平成 26 年 1 2 月
国土交通省道路局路政課

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令
の一部を改正する政令案について

1. 背景

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の主たる事務所は、現在、経過的に東京都に置かれているところであるが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 1 2 月 2 4 日閣議決定）」により、平成 27 年 3 月末までに神奈川県に移転することとされた。

2. 現行制度の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 5 条において、機構は、主たる事務所を神奈川県に置くとされている。

一方、同法附則第 2 条において、経過措置として、「機構は、政令で定める日までの間、第五条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く」とされており、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令附則第 2 項において、当該政令で定める日について、平成 27 年 9 月 30 日としているところである。

3. 改正の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令附則第 2 項の規定について、「平成 27 年 9 月 30 日」を「平成 27 年 3 月 30 日」(※)に改めることとする。

※ 上記閣議決定により、機構の主たる事務所は平成 27 年 3 月末までに移転することとされているため、経過的に東京都に置く期限を平成 27 年 3 月 30 日とする趣旨。

4. 今後のスケジュール（予定）

閣議決定日 : 平成 26 年 1 2 月 9 日
公布日 : 平成 26 年 1 2 月 1 2 日
施行日 : 平成 26 年 1 2 月 1 2 日